

川崎市への事前協議事項について

資料 3 - 6

主な川崎市への事前協議が必要な事項（協議成立後、運営規程及び重要事項説明書に協議内容を加え、変更を届け出てくださ

内容	事前協議の時期	備考
施設の名称	随時	
施設の場所	随時	
定員（受入年齢の変更含む）	変更希望年度の前年度の 8 月まで （減員する場合は当年度の 8 月まで）	川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する 取扱要綱第2条、第3条 ※必要書類の提出期限は7月下旬を予定
保育時間	変更希望年度の前年度の 8 月まで	
建物その他設備の規模及び構造並びにその図面 建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示する ものとする。）並びに設備の概要	随時	
定款 （市が所管する社会福祉法人における変更）	随時	
土曜日共同保育	随時	参考資料「川崎市における土曜日共同保育の 取扱いについて」
バス送迎	随時 （開始しようとする 10 か月前まで）	参考資料「川崎市認可保育所等における児童 の車両送迎に係る安全管理ガイドライン」
上乗せ徴収	随時 （開始しようとする 3 か月前まで）	参考資料「保育所における付加的な保育の提 供に係る費用徴収について」
他の社会福祉施設の併設 （インクルーシブ保育）	随時	参考資料「保育所等と他の社会福祉施設との 併設について」